

平成 31(2019)年度 ユネスコ活動費補助金
(SDGs達成の担い手育成(ESD)推進事業)
審査基準

平成31年2月5日
文部科学省国際統括官付

ユネスコ活動費補助金(SDGs達成の担い手育成(ESD)推進事業)に関する企画公募の審査は、この審査基準により行うものとする。

1. 審査方法

審査は、文部科学省ユネスコ活動費補助金事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、行う。

2. 採択案件の決定方法

審査委員会は、提出された企画書について、本審査基準の「3. 評価方法・項目」に基づき、書面審査を行う。審査委員会は、書面審査結果を踏まえ、合議による審議を経て、採択案件を決定する。原則として、最も得点の高い者から順番に採択するものとする。ただし、「平成 31(2019)年度ユネスコ活動費補助金公募要領」の「2. 補助対象事業」に記載された各分類について、採択案件がない分類が生じる場合には、審査委員会の審議にて、全体の中での得点も考慮の上、その分類の申請案件の中で採択することも可能とする。なお、公募要領に記載のある採択件数は公募時点での予定件数であり、審査委員会の決定や予算の都合により増減する場合がある。

3. 評価方法・項目

評価は提出された企画書ごとに「絶対評価」にて行うものとする。下記の各評価項目について次の審査基準による5段階評価とし、原則、最高点と最低点それぞれ一委員の採点結果を除外した上で各委員の採点結果を合計し、それを平均したものを当該企画提案者の得点とする。

〔評価項目〕

1. 事業実施体制に関する評価

- ①事業実施主体として事業に人員・組織体制が整っていること。
- ②事業を適切に遂行するための連携・協力体制を有していること。
- ③事業の適切な遂行の根拠となる実績を有していること。

2. 事業内容に関する評価

- ①SDGs達成の担い手育成(ESD)に資する事業として、事業の目的・

- 計画が具体的に設定され、実現的かつ有効であること
- ②事業内容及び方策が具体性・的確性・実効性に優れていること。
 - ③目的達成に資する高い成果を得られることが期待できること。

3. 事業の評価・普及等に関する評価

- ①成果指標等が具体的に設定され、事業評価体制が整っていること。
- ②事業成果が広く共有・発信され、事業の波及効果が期待できること。
- ③事業の継続性や発展性が期待できること。
- ④企画内容に対して、妥当な経費が示されていること。

4. 審査関連情報の開示・公開等

審査委員会及びその会議資料は、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。審査の結果、採択された事業の申請団体及び事業名称は、文部科学省ホームページにおいて公開するものとする。

5. その他

本事業の追加公募を行う場合に、先の募集にて不採択となった提案について、企画書の内容を加筆修正の上再提出がなされた場合には、再度審査対象として扱うことができる。